

## 業務改善助成金 状況報告時 の提出書類チェックリスト

提出期限：以下のいずれか遅い日から起算して1月以内

- ①賃金引上げ後、実績報告手続の前日
- ②賃金引上げ後、6月を経過した日

<提出書類>

2024.4.1.

<input type="checkbox"/> 状況報告（様式第8号）	<input type="checkbox"/> （代理人が申請する場合）代理人の記名があるもの ※別途、代理人に関する確認書類の提出を求める場合があります
<input type="checkbox"/> 賃金台帳の写し	<input type="checkbox"/> 提出対象 以下の労働者分がある ①賃金引上計画に基づいて賃金を引き上げた労働者（退職者も含む）分 ②解雇者分 （事業実績報告提出から状況報告までの間に解雇等（会社都合の退職勧誘によるもの等含む）があった場合） <input type="checkbox"/> 対象期間 以下のいずれか遅い日までの分がある ・賃金引上げ日から6月を経過した日 ・賃金引上げ日から支払請求手続きを行った日の前日 ※解雇者については解雇日までの分 ※事業実績報告の際に提出済みの分より後の分。 <input type="checkbox"/> 労基法で定める、労働日数や労働時間数等の法定記載事項が記載されている <記載がない場合> <input type="checkbox"/> 出勤簿やタイムカード等の補完資料もある
<input type="checkbox"/> 退職届の写し	事業実績報告の後から状況報告までの間に、退職者がいる場合（雇用保険被保険者を除く）。
<input type="checkbox"/> 他の補助金の申請書や交付決定通知書等の写し	事業実績報告から状況報告までの間に、助成対象経費を対象として、国又は地方公共団体の補助金等の申請書や受給をした場合

<留意事項>

- 原則として、提出された書類により審査を行います。不正受給防止の観点から、一度提出された書類について、事業主の都合などによる差替えや訂正を行うことはできません。
- 追加的に書類を求めることや、書類の補正を求めることがあります。

〒650-0044 神戸市中央区東川崎町 1-1-3 神戸クリスタルタワー15階  
兵庫労働局 雇用環境・均等部 企画課  
TEL：078-367-0700/FAX：078-367-9050